

豊橋市にお住まいのみなさま

平成28年4月1日から

指定ごみ袋制度が始まります

豊橋市指定ごみ袋
もやすごみ

指定ごみ袋制度ってなに?

市が指定するごみ袋(大きさ、色、形など)を使って家庭ごみを持ち出していただく制度です。

目的

- ごみ分別とごみ出しマナーの徹底
- ごみステーションの乱雑化の防止
- 事業系ごみや市外からのごみの持ち込みの防止
- ごみ収集時の安全確保・迅速化

いつから始まるの?

平成28年4月1日から完全実施します。

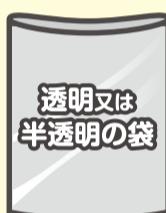
もやすごみ



こわすごみ



試行期間 平成28年2月1日～3月31日



または



- 平成28年2月1日から3月31日までは、指定ごみ袋に加え透明又は半透明の袋でも「もやすごみ」、「こわすごみ」を持ち出すことができます。

完全実施 平成28年4月1日～

指定ごみ袋



- 平成28年4月1日以降は、指定ごみ袋以外で出された「もやすごみ」、「こわすごみ」は収集されません。

指定ごみ袋の種類

もやすごみ用



こわすごみ用



サイズ 45ℓ・30ℓ・20ℓ・10ℓ

平成27年秋以降、スーパー等で市場価格により販売されます。(市は販売価格を定めません)

次のごみは、指定ごみ袋を使わずに持ち出すことができます

もやすごみ

木の枝・板

長さを60センチ以下、直径30センチ以下に束ねて、ひもでしばってごみステーションに持ち出してください。



こわすごみ

45リットルの指定ごみ袋に入らないもの

ひもでしばる等して、そのままごみステーションに持ち出してください。



一辺の長さが60センチ以上の電気・ガス・石油器具類、90センチ以上の家具類、120センチ以上の日用品類はごみステーションに持ち出すことはできません(大きなごみです)。戸別収集(有料)を申し込むか、資源化センターに自己搬入(無料)してください。

ごみ出しルールを守りましょう

- ごみの持ち出しあは、収集日の日の出から午前8時30分まで
- 地域で決められたごみステーションに持ち出しましょう
- ダンボール箱や紙袋、中身が見えない袋でのごみ出しはやめましょう

お問い合わせ

- 指定ごみ袋制度に関すること
- ごみの収集・ごみステーションに関すること
- ごみの持ち込みに関すること
- 大きなごみの戸別収集の申し込み

豊橋市環境部

環境政策課 ☎ 51-2454

業務課 ☎ 61-4136

資源化センター ☎ 46-5304

戸別収集受付センター ☎ 69-0530